

浜松市教育委員会会議録

- 1 開催日時 令和4年11月22日(火)
14時00分～15時15分
- 2 開催場所 イーステージ浜松オフィス棟6階
教育委員会室
- 3 出席状況
- | | |
|----------|---------|
| 出席者 | |
| 教 育 長 | 宮 崎 正 |
| 教育長職務代理者 | 安 田 育 代 |
| 委 員 | 黒 柳 敏 江 |
| 委 員 | 田 中 佐和子 |
| 委 員 | 神 谷 紀 彦 |
| 委 員 | 鈴 木 重 治 |
- (職員)
- | | |
|-------------------------------|---------|
| 学校教育部長 | 田 中 孝太郎 |
| 学校教育部次長(教育総務課長) | 山 本 卓 司 |
| 学校教育部次長
(教職員課長兼教育総合支援担当課長) | 水 野 貫 一 |
| 学校教育部参事(教育審議監) | 小 畑 多佳子 |
| 教育センター | 佐 藤 匡 子 |
| 文化振興担当部長 | 嶋 野 聡 |
| 文化財課長 | 平 田 隆 |
- (事務局職員)
- | | |
|--------------|---------|
| 教育総務課長補佐 | 川 副 哲 士 |
| 教育総務課総務グループ長 | 笹 ヶ 瀬 優 |
| 教育総務課総務グループ | 若 澤 久 実 |
- 4 傍聴者 5名
- 5 議事内容 別紙のとおり
- 6 会議録作成者 教育総務課 若澤 久実
- 7 記録の方法 審議事項について発言者の要点記録
録音の有無 無

8 会議記録

(教育長) 令和4年11月22日の浜松市教育委員会を開催する。

傍聴についてはどうなっているか。

(事務局) 5人から傍聴申込をいただいている。

(教育長) 許可するというので、よろしいか。

(異議なし)

(教育長) 許可する。

ただし、第47号議案及び第48号議案については、人事案件であることから、非公開で行うこととするがよろしいか。

(異議なし)

(教育長) それでは、一部非公開とする。

前回会議録の報告及び承認は回覧をもってお願いします。

本日の会議録署名人は黒柳委員と鈴木委員にお願いします。

会期は本日限りである。

本日は、議案が4件、報告が2件ある。第47号議案から第48号議案は、非公開で行うため、予定するすべての議事の最後に審議する。

最初に、第45号議案「浜松市教育職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部改正について」教職員課から説明をお願いします。

(教職員課長) 議案の説明に先立ち、今回の第45号議案について、一点説明させていただく。今回の規則改正は、先だって議会への提案をご審議いただいた、本市人事委員会勧告を受けての条例改正に伴い実施するものである。条例と同様に改正内容に勤勉手当に関する改定があるため、この改正は手当の基準日である12月1日までに実施する必要がある。条例審議に並行して人事委員会においても審議を依頼しているが、先方の委員の都合もあることから、本日の審議後に人事委員会での審議が行われる予定である。既に事務局には審議規則案を提示し内諾を得ていることから、本日は人事委員会の同意を前提として審議いただきたい。

それでは、第45号議案「浜松市教育職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部改正について」説明する。配布資料の1ページから6ページに、議案として改正前後の対照表を記載し、改正内容の説明については、7ページの「第45号議案の説明資料」に沿って説明する。資料をご覧ください。

まず、「提案理由」について、人事委員会による職員の給与等に関する報告及び勧告を踏まえた浜松市教育職員の給与に関する条例の一部改正に伴い、勤勉手当の成績率について改正を行うほか、所要の整備を行うものである。

次に「改正内容」について、1「勤勉手当の成績率」は、条例の一部改正により、勤勉手当の支給割合が改定されることに伴い、職員の「勤勉手当の成績率」を改定するものである。記載の表は、「勤勉手当の成績率」について、「現行」、「令和4年12月」、「令和5年度以降」で比較したものである。

まず、(1)一般の職員について、区分欄の3つ目「勤務成績が良好な職員」の欄の率を標準の支給割合としており、今回の条例改正で勤勉手当の支給割合が100分の10加算される。令和4年12月については、既に6月に従前の支給割合で勤勉手当が支給されているため、100分の10をそのまま加算し、令和5年6月以降は100分の5ずつを6月・12月に按分して加算する改正となる。

なお、勤務成績が特に優秀な職員及び勤務成績が優秀な職員は、区分欄の1つ目2つ目の欄に記載した率の範囲内で成績に応じた支給割合とするものである。この割合は、標準の支給割合に合わせて改定している。

次に(2)再任用職員及び定年前再任用短時間勤務職員について、「定年前再任用短時間勤務職員」は、先だっでご審議いただいた職員の定年引上げに伴い、再任用職員と同様の勤務条件で定年引上げ期間について短時間勤務を行う職員であるが、令和5年4月から制度導入となるため、再任用職員と併記している。この職員について、一般の職員と同様に勤勉手当の支給割合が条例の一部改正により改定されているため、勤勉手当の成績率を表のとおり改めるものであり、区分欄の2つ目「勤務成績が良好な職員」の欄の率を標準の支給割合としている。今回の条例改正で再任用職員等については支給割合が100分の5加算されている。一般の職員と同様に、令和4年12月については100分の5、令和5年6月以降は100分の2.5ずつを6月・12月に按分して加算する改正となる。また、再任用職員等は、特に優秀の区分を設けていないため、勤務成績が優秀な職員は、区分欄の1つ目に記載した率を基準に支給割合を決定する。この割合についても、一般の職員と同様に、標準の支給割合に合わせて改定している。勤勉手当の支給割合に関しては、以上である。

このほか2「その他」として、本改正に合わせ実施した所要の整備を記載している。期末手当及び勤勉手当については、行政職と教育職を分けて規則規定をしているため、今回規則の一部表記について、行政職の記載と揃えることで明確化した。また、先ほど申し上げた職員の定年引上げに係る規則改正に関して、一部に今回の規則改正が影響する部分があることから、整合を図るため、表記の変更を行っている。いずれの改正についても、制度変更を伴うものではなく、内容に変更はないことから、所要の整備として報告する。

次ページをご覧ください。

最後に施行期日等について、この教育委員会規則は、令和4年12月1日に施行するものである。第2条の規定については、令和5年4月1日に施行するものとし、第1条の規定の内容については、令和4年4月1日から適用するものである。説明は以上である。

(教育長) ご意見、ご質問はあるか。

(安田委員) 勤勉手当の成績率の区分は何を基準に区分されているか。「勤務成績が良

好でない職員」とされた職員から、なぜその区分とされたかについて説明を求められるケースはあったか。

(教職員課長) 区分は予め表示している SS、S、A、B に対応したものである。成績は、各学校での教職員評価を基礎資料として判断している。成績区分に対する説明が求められた際は、教育委員会から行うものとしているが、制度開始からこれまでそういった問い合わせは受けていない。

(教育長) その他、ご意見、ご質問はあるか。

(意見なし)

(教育長) 本議案を承認してよろしいか。

(異議なし)

(教育長) それでは、承認する。

次に、第 46 号議案「浜松市校長及び教員育成指標の改正(案)について」教育センターから説明をお願いする。

(教育センター) 第 46 号議案「浜松市校長及び教員育成指標改正案について」説明する。11 ページの説明資料をご覧ください。提案理由は、本年 5 月、教育公務員特例法及び教育職員免許法の一部を改正する法律が国会において成立し、改正後の教育公務員特例法第 22 条の 2 第 1 項に基づく大臣指針が策定されたことに伴い、浜松市校長及び教員育成指標を改正するものである。施行期日は、令和 5 年 4 月 1 日であり、改正の内容は、13 ページ別添資料「浜松市校長及び教員育成指標の改正について」により説明する。

「1 趣旨」は、先ほど提案理由で説明したとおりである。「2 経緯」について、本年 5 月 18 日に「教育公務員特例法及び教育職員免許法の一部改正」が公布され、8 月 31 日には、校長及び教員としての資質の向上に関する指標の策定に関する指針が示されたことを受けて、イメージ図のように国の教師の資質向上に関する指針を参酌し、教員育成指標の策定を進めてきた。「3 概要」は、「4 主な内容」と重なるため、14 ページの「4 主な内容」で説明する。併せて 17 から 19 ページの育成指標をご覧ください。

まず、(1) 校長育成指標は、目指す校長像を設定したこと、「学校運営体制の構築の推進」と「外部人材の活用・関係機関との連携」の項目を追加したこと、アセスメント能力やファシリテーション能力を視点に行動例を見直したことの 3 点について改正した。

次に、(2) 教員育成指標は、指標の構造と資質能力の内容について改正した。具体

的には、構造面で教育的素養の不易の内容をA、高度化していく内容をFとし、二分化したこと、D「特別な配慮や支援を必要とする子供への対応」は、学習指導と生徒指導を個別最適に行うものとして位置づけたこと、E「ICT や情報・教育データの利活用」は、学習指導と生徒指導と「特別な配慮や支援を必要とする子供への対応」をより効果的に行うための手段として位置づけたことである。資質能力の内容面では、A教育的素養に4つの要素を表記したこと、E「ICT や情報・教育データの利活用」は、基礎期から深化・貢献期までの共通の資質能力としたことである。

(3) その他として、校長・教員以外の幼稚園長、幼稚園教諭、養護教諭、栄養教諭は、それぞれの補助資料を併せて活用するものとし、学校事務職員は、育成指標策定の対象ではないが、人材育成や研修の体系化を図るため、本市においては学校事務職員育成指標を作成した。説明は以上である。

(教育長) ご意見、ご質問はあるか。

(意見なし)

(教育長) 本議案を承認してよろしいか。

(異議なし)

(教育長) それでは、承認する。

ここで、報告事項に移る。

(報 告)

ア 移動教育委員会「語り合おう！はままつ教育」“外国人児童生徒への支援充実に向けて”の意見交換結果について (教育総務課)

イ 文化財サポーター事業について (文化財課)

(議 案) ※非公開

第47号議案 令和4年12月1日付教育委員会事務局職員人事異動(案)について

第48号議案 教職員の人事について

(教育長) 以上で、本日の教育委員会を終了する。